

## 令和元年度第4回東京都北区住宅対策審議会 次第

日時：令和2年2月7日14時  
場所：北とぴあ14階スカイホール

- 1 開会
- 2 議題 北区住宅マスタープラン2020（案）について
- 3 閉会

### 《 配付資料 》

- 資料 北区住宅マスタープラン2020（案）に関する  
パブリックコメント実施結果報告
- 参考資料1 令和元年度第3回各会議等のご意見と対応  
参考資料2 北区住宅マスタープラン改定令和元年度スケジュール  
<補足> パブリックコメント制度の概要

# 北区住宅マスタープラン2020（案）に関するパブリックコメント実施結果報告

## ●パブリックコメントの概要

---

- 意見応募期間：令和元年12月2日（月）～令和2年1月7日（火）
- 意見提出者数：8人
- 意見総数：47件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。
- 周知方法：北区ニュース（12月1日号）・北区ホームページ・住宅課  
区政資料室・地域振興室・区立図書館
- 閲覧場所：北区ホームページ、住宅課、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館

## ●提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方

---

- 意見の内訳
  - (1) 「第1章 計画の策定にあたって」について：1件
  - (2) 「第2章 住まい・住環境の現状と課題」について：2件
  - (3) 「第4章 住宅施策の方針」について：29件
  - (4) 「第5章 重点的な取組み」について：14件
  - (5) その他：1件

●パブリックコメントによる内容の修正箇所

No	頁	修正前	修正後
1	43	<p>(長く住み続けられる住宅の供給)</p> <p>近年、北区では毎年4,000戸以上の住宅建設がみられます。また、住宅の建設や改修時には、長寿命化等に配慮した良質な住宅ストック形成が求められています。そのため、「長期優良住宅」の認定制度の普及や、多世代にわたって長く住み続けられる住宅の整備を支援します。</p>	<p>近年、北区では毎年4,000戸以上の住宅建設がみられます。また、住宅の建設や改修時には、長寿命化等に配慮した良質な住宅ストック形成が求められています。そのため、「長期優良住宅」の認定制度の普及や、<b>三世帯同居のための住宅の建設や改修など</b>、多世代にわたって長く住み続けられる住宅の整備を支援します。</p>
2	45	<p>(安全・安心な地域づくり)</p> <p>首都直下地震等や荒川の氾濫等の災害に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させる必要があります。そのため、老朽住宅や木造住宅密集地域の解消に向け、国・東京都の動向にあわせ事業を展開する必要があります。</p>	<p>首都直下地震や荒川の氾濫等の大規模災害に備え、都市基盤の整備をはじめ、都市の防災機能の向上を一刻も早く実現させるため、<b>災害に強いまちづくりを一層推進し、国・東京都と連携を図りながら事業を展開する必要があります。</b></p>
3	46	<p>(みどり豊かで地球環境に貢献するやすらぎの住まいづくり)</p> <p>将来世代に継承できるまちづくりを進めるため、新エネ・省エネシステムの普及をはじめとする地球温暖化対策のほか、子どもの頃からの環境教育や啓発活動を推進することで環境意識の向上を図り、家庭や地域における省エネ・省資源活動を促進します。</p>	<p>将来世代に継承できる住まい・まちづくりを進めるため、住宅等における新エネ・省エネシステムの普及をはじめとする地球温暖化対策や、<b>建設時の環境影響に対する配慮</b>、子どもの頃からの環境教育や啓発活動による環境意識の向上を進め、家庭や地域における省エネ・省資源活動を促進します。</p>
4	55	<p>(まちがいいきいきとする住環境の維持向上)</p> <p>北区は公共交通や買い物の利便性などが高い特徴があります。区民に身近な商店街の活性化や交通体系の整備等、北区での暮らしの利便性を高めていくとともに、身近なコミュニティである町会の活動を支援することで、地域のきずなづくりにつなげ、まちがいいきいきとする住環境の維持向上を図ります。</p>	<p>北区は公共交通や買い物の利便性などが高い特徴があります。区民に身近な商店街の活性化や交通体系の整備等、北区での暮らしの利便性を高めていくとともに、身近なコミュニティである町会の活動や<b>地域活動団体との連携・協力できる仕組みづくり</b>を支援することで、地域のきずなづくりにつなげ、まちがいいきいきとする住環境の維持向上を図ります。</p>
5	58	<p>(本文3段落目)</p> <p>分譲マンションの適切な管理を促進するため、東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を踏まえ、実態把握や管理組合への支援等に取組みます。</p>	<p><b>高層マンションも含め</b>、分譲マンションの適切な管理を促進するため、東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」を踏まえ、実態把握や管理組合への支援等に取組みます。</p>
6	86	<p>②グローバル化に伴う外国人居住の増加</p> <p>グローバル化の進展により、北区では多くの外国人が居住し、更なる増加が見込まれています。様々なバックグラウンドを持った人々が互いの価値観・生活様式・文化の違いを認め、地域の一員として共に暮らしていくために多文化共生型社会の実現が求められています。</p>	<p><b>②グローバル化に伴う外国人の増加</b></p> <p>グローバル化の進展により、北区では多くの外国人が居住し、更なる増加が見込まれるとともに、<b>区内の民泊などで滞在する外国人の増加も見込まれており、外国人がより身近な存在になることが予想されます。</b></p> <p>様々なバックグラウンドを持った人々が互いの価値観・生活様式・文化の違いを認め、地域の一員として共に暮らしていくために多文化共生型社会の実現が求められています。</p>
7	87	<p>(⑤ 新たに課題となってきた災害への対応)</p> <p>地震災害に加えて、地球温暖化の影響ともされる深刻な風水害も生じてきています。自主防災組織との連携や防災意識の向上、近隣自治体との協力など、これまで以上に災害に備えた安全・安心な住環境が求められています。</p>	<p>地震災害に加えて、地球温暖化の影響ともされる深刻な風水害も生じてきています。<b>これまで以上に、災害に備えた安全・安心な住環境を実現するため、風水害に対応する住まいづくりや、自主防災組織との連携や防災意識の向上、近隣自治体との協力などが求められています。</b></p>

・意見の内訳

(1) 「第1章 計画の策定にあたって」について

No.	意見の要旨	区の考え方
1	日本の人口は減少傾向にあるものの、北区においては平成26年以降毎年4、000戸以上もの住宅が建設されている。北区が都心にアクセスの良い場所という理由もあり建設が進んでいるのだと思うが、行政側が建設・建築業者への優遇をしすぎる面があるのではないかと危惧している。この計画が、業者の建築計画を住民に承認させるための道具になっているとすれば、区民にとって不公平だと思う。行政は区の経済的発展に重きをおきすぎて、住民の生活環境に配慮が足りない面があると感じる。	北区住宅マスタープランは、「誰もが、安心して、いきいきと暮らし続けられる、ゆたかな住生活の実現」を基本理念に、区民、関係団体、事業者、行政等が協働して各々の役割を果たしながら、「住宅・住環境に関する施策」を検討・推進していくための方向性を示す指針です。 建築計画等に係る近隣住民の生活環境に関しましては、建築に係る各種関係法令や北区の条例、まちづくりに関する要綱等に基づき、引き続き、適切に対応してまいります。

(2) 「第2章 住まい・住環境の現状と課題」について

No.	意見の要旨	区の考え方
1	「北区の住宅地としてのイメージ」のグラフにおいて、ポイントの小さい項目の改善が北区の魅力の向上につながると思う。また、「多世代で暮らせる住宅」は「子どもの健全な育成」にもつながる意義深い施策と思う。この施策の具現化に期待している。	区では、北区基本計画で定めた優先課題「【子育てするなら北区が一番】を実現すること」を目指し、関係部署と連携しながら、多世代で暮らせる住宅への支援等、子どもの健全な育成等に係る総合的な施策を展開しているところです。区外居住者の北区に対するイメージ形成については課題ととらえており、北区の住環境の向上を図るとともに、北区の魅力を継続的に発信し、知名度やイメージの向上に努めてまいります。
2	アンケートの選択肢が雑すぎる。やり直しを。	アンケートの選択肢につきましては、計画改定に向けて北区の現状を把握し課題を抽出・整理するため、現行の北区住宅マスタープラン2010で実施した項目を基に社会情勢の動向等を踏まえた形に整理しており、目的に即した情報収集が図られているものと考えております。

(3) 「第4章 住宅施策の方針」について

No.	意見の要旨	区の考え方
<p>●「基本目標1 安全・安心で良質な住まいの確保」</p>		
<p>【長く住み続けられる住宅の供給】について</p>		
<p>1</p>	<p>住宅のリフォームやリノベーション、建替等への柔軟性・容易さが重要であり、木造住宅の耐火化や既存住宅のZEH化を進めるための情報提供や支援が必要である。また、空家対策としてリノベーション等も取入れるべきだ。</p>	<p>人口減少や高齢化、省エネ、防災等に対応した持続可能な社会においては、住宅ストックは重要な社会的資産であります。住宅の性能や改修等の技術の向上・支援制度などの情報収集や情報提供等、総合的な取組みが重要であると考えております。</p> <p>本計画では、住宅施策の方針「長く住み続けられる住宅の供給」に住宅供給の方向性について記述しておりますが、建設や改修について追記させていただきます。（修正箇所1）</p>
<p>【安全・安心な地域づくり】について</p>		
<p>1</p>	<p>水害関係の施策が、地域防災力の向上や避難行動にとどまっており、水害に強い住宅供給や住宅の水害対応に関する施策が記載されていない。1階が浸水しても住み続けられる対策や、浸水後の再建を容易にする対策などについて要点を記述すべきである。</p> <p>また、浸水した住宅を放置した場合の被害や、住宅再建の方法についても周知が必要である。床下の乾燥・泥出しや、壁はがしを適切に行わないとカビが生え、柱束まで腐敗して再建不可になりかねない。</p>	<p>風水害対策や風水害後の住宅再建・復旧等の視点は、大変重要な事柄であると考えます。住まいの形や住まい方については居住者それぞれによりますが、ご提案の風水害対策に対応する住宅供給や具体的な仕様につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。</p> <p>本計画では、住宅施策の方針「安全・安心な地域づくり」に荒川の氾濫等の備えについて記述しておりますが、災害対応の全体像をとらえた表記に修正させていただきます。（修正箇所2）</p> <p>また、住まいづくりにおける風水害への対策については、第6章「1. 新たな社会情勢への対応」のなかで、課題として文章を整理させていただきます。（修正箇所7）</p>

(3) 「第4章 住宅施策の方針」について

No.	意見の要旨	区の考え方
<p>●「基本目標1 安全・安心で良質な住まいの確保」</p>		
<p>【まちづくりと一体となった良質な住宅の供給】について</p>		
1	<p>「土地の高度利用を図る市街地再開発事業」は高層集合住宅の供給が中心となり、近隣の住宅地との紛争の火種になるなど、適用を誤ると「魅力ある住環境」の逆の結果を招きかねない。周辺環境への影響低減と、周辺の従前居住者との合意を大前提とすべきである。</p>	<p>市街地再開発事業は、土地の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設が配置されていないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としております。</p>
2	<p>●まちづくり等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤羽駅前の市街地開発、十条駅前の市街地開発等では、十分議論を出し尽くすまで建築承認許可をおろさず、時間をかけてほしい。</li> <li>高齢者にとって住環境の変化は影響が大きいので、住み替えが必要な再開発計画ではなく住みながらできるまちづくりが必要だ。</li> <li>密集地での老朽住宅建替における3項道路指定を積極的に行うべきだ。</li> <li>海外の調査で、交通量の多い道路の近くで生活している住民の認知症の発症率が一般より高いと報告されており、居住の注意喚起をする必要がある。</li> </ul>	<p>これにより、地区内に憩いや交流の場となるまとまった有効空地やみどり等を確保し、防災まちづくりをはじめ、まちのにぎわいの創出や魅力の向上につながるものと考えております。ご指摘の点も踏まえ、関係法令に基づき促進してまいります。</p>
<p>【みどり豊かで地球環境に貢献するやすらぎの住まいづくり】について</p>		
1	<p>高層集合住宅では、風害や日照阻害、発生交通などの問題について、十分な調査・予測を行い、対策を講じることが必要である。また、周辺の居住者も安心して居住できるよう、住環境の問題については十分な説明と合意形成が重要である。地球環境に貢献する住まいづくりには、建設時の環境影響に対する配慮が必須である。</p>	<p>高層集合住宅等の建設においては、集合住宅の建築及び管理に関する条例をはじめ、北区の建築等に関する条例・要綱等に基づき、建築に起因する紛争の防止に取り組んでおります。</p> <p>大気汚染や騒音、発生交通量など建設時の環境影響に対する配慮につきましては、環境アセスメントをはじめ関係法令に基づき適切に処理されているものと考えております。</p> <p>本計画では、住宅施策の方針「みどり豊かで地球環境に貢献するやすらぎの住まいづくり」に、環境に配慮したまちづくりの内容について記述しておりますが、まちづくりだけでなく、建設時の環境影響に対する配慮も含めた文章に整理させていただきます。（修正箇所3）</p>
<p>●「基本目標3 高齢になっても暮らし続けられる住環境づくり」</p>		
<p>【高齢者世帯の生活の場の確保】について</p>		
1	<p>今後の高齢化社会に向け、環境面と健康面を合わせた住環境の整備が重要になるが、特に既存住宅における冬季の温熱環境は、快適で健康であるという状況に達していないと思われる。国や都の計画でもヒートショックに関する記載がある。「住宅の断熱化」や「適切な暖房機器設置」に関する支援制度等、ヒートショック対策を含めた良好な温熱環境整備に向けたバリアフリー化に対しても検討をお願いしたい。</p>	<p>区では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく届出や、普及啓発等により温熱環境の向上も含め適切に対応を進めております。</p> <p>住宅の温熱環境に係る改修等につきましては、「新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成」や「住まい改修支援助成」等により支援を行っております。今後の高齢化社会に向け、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、温熱環境の整備を含め住宅のバリアフリー化の促進に努めてまいります。</p>

(3) 「第4章 住宅施策の方針」について

No.	意見の要旨	区の考え方
<p>●「基本目標4 誰もが安心して居住できる住環境づくり」</p>		
<p>【公営住宅の供給・維持管理】について</p>		
<p>1</p>	<p>●公営住宅等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅（都）区営住宅の収入基準が下げられているため、高齢者・障害者の方が入居されることが多く人口バランスが崩れて来るため家族世帯が入居出来るように都・国に要請してほしい。</li> <li>都営住宅では親子で入居し名義人の親が死去した時点で子供が60才過ぎていなければ承継出来ない。この問題を解消するように東京都に要請してほしい。</li> <li>これから建設する住宅には、1階に障害者住居を確保してほしい。エレベーターがあるが、災害の時など大変だ。また、住宅の玄関ノブを押さなければ開けることが出来ないため、認知症や障害などで力が弱い人には、ドアを開けにくい原因にもなると思うので、検討が必要だと思う。</li> </ul>	<p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、収入等の入居基準については公平公正の観点から、法律に基づき基準を定め、厳格に運用しております。</p> <p>ご指摘の年齢層の偏在については課題ととらえており、「まちづくりと一体となった良質な住宅の供給」として、大規模団地の建替え等にあたり多様な世代が快適に暮らせるよう対応していく旨記述しています。</p> <p>また、ソーシャルミックスに向けた方策の検討を行うとともに、エレベーター等の共用施設や設備については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>【外国人との暮らしやすい環境づくり】について</p>		
<p>1</p>	<p>住宅確保要配慮者、特に外国人については、住宅取得支援を促進すべきである。外国人居住で特にトラブルとなる、ゴミ出しルールなど日本の生活のしきたりを勉強する機会の提供が必要である。逆に区民も外国の生活のしきたりの理解が必要で、北区に多数存在する国際関係のNPO・ボランティア団体の活躍に期待したい。</p>	<p>北区多文化共生指針においては、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」を基本理念としており、区民をはじめ地域や学校、支援団体などと連携・協働し多文化共生社会の実現に向けた取組みが重要です。</p> <p>外国人とともに地域の暮らしやすい環境を整えるため、北区住宅マスタープランと北区多文化共生指針の連携を図り、様々な角度からの検討と工夫に努めてまいります。</p> <p>本計画では、第6章「1. 新たな社会情勢への対応」において、居住だけでなく滞在する外国人への対応について追記させていただきます。（修正箇所6）</p>
<p>●「基本目標5 北区の活力を高める魅力ある住環境づくり」</p>		
<p>【まちがいきいきとする住環境の維持向上】について</p>		
<p>1</p>	<p>駅周辺での住宅供給や、住宅・便利施設の駅周辺への集約（コンパクトシティ）についてや、高齢者の運転問題やバリアフリーとの連携も視野に入れた、公共交通と住宅の一体的計画供給について打ち出してほしい。</p>	<p>高齢社会が一層進行する中で、生活の中心地に必要な機能を集積するなど、歩いてくらせる生活利便性の高いコンパクトシティの形成を進める必要があると考えております。今後とも北区都市計画マスタープランや北区バリアフリー基本構想等、他の計画との整合を図りながら、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりに努めてまいります。</p>

2	<p>地域のきずなづくりについては、町会だけでなく、NPO・ボランティア団体の活動への参加、区主催の協議会やワークショップへの参加、Web・SNSによるコミュニティなど、多様な手法で進めるべきである。また、町会がWebやSNSを活用することも、今後は大変重要になる。これらのICTを活用した情報提供を積極的に行えるような支援を施策としていただきたい。</p>	<p>区では地域のきずなづくりとして、人と人とのつながりや連帯意識の醸成、地域活動の担い手づくりなど、町会・自治会と地域活動団体が連携・協力できる仕組みづくりを推進しております。今後も、ICT等を活用した情報共有・発信等により北区の活力を高める住環境づくりに努めてまいります。</p> <p>本計画では、住宅施策の方針「まちがいきいきとする住環境の維持向上」に地域活動の支援による地域のきずなづくりについて記述しておりますが、町会の活動支援だけでなく、地域活動団体と連携・協力できる仕組みづくりについて追記させていただきます。（修正箇所4）</p>
---	---	--



(4) 「第5章 重点的な取組み」について

No.	意見の要旨	区の考え方
●「基本目標1 安全・安心で良質な住まいの確保」		
【民間住宅の耐震性・安全性の確保】について		
1	<p>●共同住宅等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タワーマンション等の高層建築物は、高炭素で地球温暖化につながることや、強風による影響や高層マンションシンドローム等各種の症状が生じることなど問題が多い。高層建築物は良好な住宅といえない。</li> <li>・最近のマンションは他の住戸を訪問するのに遠回りする必要があり、特に高齢者の孤立が生じやすい。</li> <li>・大型共同住宅には、国交省が定めた「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に従う様条例等を定めるべき。</li> <li>・集合住宅の修繕積立金は、国交省の推奨する基準金額を踏まえて妥当かどうか、長期修繕計画も含め重要である。</li> </ul>	<p>高層の共同住宅では、その住環境や維持管理面、コミュニティ形成等について特有の課題が指摘されていると認識しております。今後とも国や東京都、他自治体の動向に注視するとともに、情報収集・調査研究に努めてまいります。</p> <p>本計画では、基本目標における重点的な取組み「民間住宅の耐震性・安全性の確保」において分譲マンションにおける課題と取組みを示している箇所、高層マンションを追記させていただきます。（修正箇所5）</p>

(5) その他

No.	意見の要旨	区の考え方
1	<p>公的住宅敷地内で歩きタバコやポイ捨てをする者が多く、また適切な清掃がなされていないため吸殻が長期間放置されている事例が散見される。東京都に対して状況の改善を訴えても、適切な対応がなく、URが管理する住宅については、区や都に対して実質的な対応を求めることができない。</p> <p>上記の課題について第2章に盛り込むとともに、その改善が「誰もが、安心して、いきいきと暮らし続けられる、ゆたかな住生活の実現」のために不可欠であることを盛り込むべきである。</p>	<p>区では、公的賃貸住宅居住者のルールやマナーの向上については、入居時に配付している「しおり」や広報チラシ等により普及啓発に努めており、また、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例等に基づいて、受動喫煙防止対策を進めております。居住者の共有となる通路や広場等の敷地内の清掃については、各団地の自治会の協力を得ながら実施しているところです。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、東京都、東京都住宅供給公社及びUR都市機構へ情報提供させていただきます。</p>

第三回 審議会 (元. 11. 12)

No	資料	項目等	カテゴリ	頁	ご意見	対応
1	資料1	全体	記述内容	-	「子ども」の表記について、漢字の「子供」表記もあるため、表現を統一すべきではないか。	国勢調査では表記が「子供」となっているため、国勢調査のデータについて記述する際は「子供」表記とし、それ以外の内容では「子ども」表記に統一する。
2	資料1	全体	質問	3	水害などの災害や、それに伴う避難に関する記述は計画内にあるか。	第2章で災害に係る内容の現況も示したうえで、住宅政策に係る方策として、【基本目標4安全・安心な地域づくり】における【木造住宅密集市街地の改善】等を示している。 「第1章 2. 計画の位置付け」で地域防災計画を記載する。
3	資料1	全体	記述内容	-	P4に「社会情勢」、P86に「社会動向」という語句があるため、統一したほうが各項の関連性が示せるのではないかと。	ご指摘の通り、「社会情勢」に語句の統一を行う。
4	-	全体	意見	-	住マスに限らず、北区はパブリックコメントの意見の件数が全体的に少ない印象がある。ホームページに記載しても、日数がたつと埋もれてしまうため、ホームページで見つけやすいような表示ができないか。	北区のホームページのトップに「パブリックコメント」のバナーリンクを掲載しており、そこからパブリックコメント一覧のページに飛ぶようになっている。より分かりやすくする手法については今後も検討していく。
5	資料1	第1章 4. 計画の期間	質問	4	本計画は5年間で中間見直し等を行うのか。	【第1章4. 計画の期間】に「令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間を計画の期間とし、社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行います。」としている。計画の期間は10年間を目標としているが、社会動向や国・都の方針に対応し、区に影響が大きい場合に5年を節目として見直しを行うことはある。
6	資料1	第4章 基本目標1	記述内容	46	【まちづくりと一体となった良質な住宅の供給 ◆大規模住宅団地の建替え・団地再生】について、「都市再生機構赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地の建替えにあたって」とあるが、従前居住者用の建替えについて、赤羽台団地では完了、桐ヶ丘団地でもほぼ完了していることから、今後10年間の見通しを示すマスタープランとしては分かりづらいのではないかと。	都市再生機構赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地においては、従前居住者用の建替えはほぼ終了しているが、新たな居住者用に今後も住宅の建替えを進めている。 「多様な世代が快適に暮らせるよう、従前の居住者に配慮するとともに、新たな居住者にとっても魅力ある良質な住宅を供給していくよう関係機関に求めていきます。」とした。
7	資料1	第5章 1. 基本目標における重点的な取組み	記述内容	-	P61「大規模団地の建替え」に記述のあるスターハウスが、文化審議会において、有形文化財に登録すべきとの答申を受けていることから、有形文化財に登録されることが分かるようにすべきではないかと。	現段階で登録はされていないため、URの意向を踏まえ、記述方法を検討する。
8	資料1	第6章 3. 計画の推進	記述内容	89	「(2) 連携体制 ①区民・関係団体との連携」について、3行目「区民や町会、コミュニティ、NPO等によって」とある部分について、地域コミュニティや区との繋がりも深い、商店街も追加することはできるか。	施策等でも商店街について記述されていることから、「区民や町会、商店街、NPO等によって」と変更する。
9	資料1	第4章 基本目標1	記述内容	-	「まちづくりと一体となった良質な住宅の供給 ◆大規模住宅団地の建替え・団地再生」について、都営浮間三丁目団地なども建替えが進められており、記述があってもよいのではないかと。	都市再生機構赤羽台団地と都営桐ヶ丘団地は特に大規模な団地であるため代表して記載しており、「都市再生機構赤羽台団地と都営桐ヶ丘団地などの」としているように他の団地についても含んだ表記にしている。
10	資料1	第6章 1. 新たな社会動向への対応	記述内容	86, 87	記載されている内容について、エリアマネジメントや災害など羅列している印象があるため、将来的に何が課題なのかなどを整理して示したほうが良いのではないかと。	項目立てをして整理し、記述内容も検討する。
11	資料1	第6章 1. 新たな社会動向への対応	記述内容	-	P86を中心に、一般的には馴染みのない語句、重要な語句(例:シェアハウス、ハザードマップ等)について、用語解説をより充実させたほうがよい。	用語解説を精査する。

北区住宅マスタープラン改定

令和元年度第3回各会議等のご意見と対応

第3回 小委員会 ( 2. 1. 24 )

No	資料番号	項目等	カテゴリ	頁	ご意見	対応
1	資料1	第4章 基本目標4	記述内容	54	【外国人との暮らしやすい環境づくり】について、外国人による民泊の運営などにおいて、トラブルが増加することが懸念される。外国人に対する行政の姿勢に加え、外国人に対しても規制が行き届く仕組みが必要ではないか。	現在保健所で民泊の届出制度を作っており、近隣への周知、留意事項を示している。北区多文化共生指針では、相互に互いの文化を理解し合うという視点を示しており、研修等の取組みも進めている。今後も多文化共生指針と連携して進めていく。 第6章「1. 新たな社会情勢への対応」「① ライフスタイルの変化」については新たな住まい方として整理し、「②グローバル化に伴う外国人居住の増加」のなかで、民泊等の滞在を含めた外国人との共生についてまとめる。
2	資料1	第1章 3. 計画の役割 第4章 基本目標5	記述内容	4, 55	北区の最重要課題として「地域のきずなづくり」を挙げているのであれば、町会など、地域活動に関する記述が薄いのではないか。町会が求められる役割が多く、なり手がいない実情がある。	P66（第5章 1. 基本目標における重点的な取組み 「基本目標5 まちがいきいきとする住環境の維持向上」）に具体的に実施している取組みを示している。
3	資料1	第5章 1. 基本目標における重点的な取組み	資料の構成	72	「■都市再生機構赤羽台団地」の説明にスターハウスの記述があるため、スターハウスの写真も掲載できるとよい。	P72（第5章 2地域特性に応じた住宅・住環境への取組み ③赤羽西地区）に写真および取組みについて掲載する。また、用語解説に「スターハウス」を追加する。
4	資料1	全体	質問		「障害者」の表記については、漢字のままでは問題はないか。	基本計画等でも「障害者」との表記をしているため、現行の表記のままとする。
5	資料1	第4章 基本目標5	意見		「◆地域のきずなづくり」について、浮間地区では、生協浮間支部を中心として、地域の活動が行われている実態があるため、地域のきずなづくりの手段として、第三者の団体に対するスペースの提供ができるかとのよいのではないか。	区内に21か所あるふれあい館など、区内には区民や団体が使うことができる施設があるので、ぜひ活用していただきたい。
6	資料1		意見		孤独死を含めた一人暮らし高齢者の対策が重要である。	一人暮らし高齢者に対しては、地域の協力で見守り活動を実施しているが、中には繋がりを自ら断ってしまう方など、課題も多い。いかに色々な機関と協力できるかを検討している。
7	資料2	(4)「第5章重点的な取組み」について	記述内容	6	パブリックコメントでは、高層マンションに対する対応への意見が多く寄せられた。そのため、「第6章 1. 新たな社会情勢への対応」として、現在想定される課題等を記載してもよいのではないか。	現在改定中の都市計画マスタープラン内で、高層建築物における高さの規制や、空地の確保などの方針を示している。住マスの対応についてはパブリックコメント実施結果報告でまとめる。
8	資料2	全体	質問		パブリックコメントにおいて、意見を出した人の居住地域を知ることができれば、地域特有の課題を検討することができる。	居住地については結果報告で公表していない。居住地について確認したが特に地域特有の課題について関連性は見られなかった。(赤羽東2名・赤羽西2名・王子東1名・王子西1名・滝野川東2名)
9	資料2		意見	3,4	パブリックコメントへの対応について、P3No.1に関連して、既存住宅のZEH化への対応、P3No.2に関連して、風水害に対応した住宅整備、P4●基本目標3に関連して、温熱環境整備に向けた取組み等はパブリックコメントへの回答として記載してもよいのではないか	各内容について改めて検討したうえで、パブリックコメント実施結果報告でまとめる。
10	資料2	(3)「第4章住宅施策の方針」について	質問		北区としてコンパクトシティの形成を進めているのか	都市計画マスタープラン内で、高機能な土地利用を進めていくとしている。

北区住宅マスタープラン改定  
令和元年度 スケジュール

会議体	回数	開催日	時間	場所	主な内容
ワークショップ実施（4月13日、14日）					
庁内連絡会	第一回	5月9日	10時～	庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール及び進捗等の報告</li> <li>・北区住宅マスタープラン改定素案について</li> </ul>
小委員会	第一回	5月24日	19時～	北とぴあ7階 第二研修室A	
審議会	第一回	7月9日	10時～	北とぴあ7階 第二研修室	
庁内連絡会	第二回	8月8日	10時～	庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール及び進捗等の報告</li> <li>・北区住宅マスタープラン改定案について</li> </ul>
小委員会	第二回	8月28日	19時～	北とぴあ9階 902会議室	
審議会	第二回	10月10日	13時～	北とぴあ7階 第一研修室	
審議会	第三回	11月12日	14時～	東十条 区民センター4階 第二ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区住宅マスタープラン改定案について</li> </ul>
区政モニター実施（11月16日）					
パブリックコメント実施（12月2日～1月7日）					
庁内連絡会	第三回	1月16日	10時～	庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果報告</li> <li>・北区住宅マスタープラン2020(案)について</li> </ul>
小委員会	第三回	1月24日	19時～	北とぴあ9階 902会議室	
審議会	第四回	2月7日	14時～	北とぴあ14階 スカイホール	
答申（2月下旬）					
計画策定（3月中旬）					
本編及び概要版 印刷・製本～納品（3月中旬以降）					

# パブリックコメント 制度の概要

<補足>

## 制度の目的

パブリックコメントは、区がこれから策定しようとしている施策について、案の段階から広く区民の意見を募集し、寄せられた意見に考慮して最終的な案の決定を行うとともに、寄せられた意見に対する区のことを公表する制度です。

この制度の実施により、施策などの立案から最終的な決定に至る過程が公開されることになり、区政の透明度の向上と区民の区政への参画機会の拡充が図られることとなります。

